

平成 28 年度

第 3 回草津市文化振興審議会 会議録

▼日時：

平成 28 年 11 月 1 日（火）9 時 45 分～11 時 15 分

▼場所：

市役所 教育委員会室

▼出席委員：

辻委員、中川委員、石丸委員、後藤委員、高内委員、端委員、宇野委員、田邊委員

▼欠席委員：

築山委員、山本委員

▼事務局：

明石部長、居川副部長、増田課長、沖浦 G 長、松岡主任

▼傍聴者：

2 名

1. 開会

【部長】

第 3 回目の草津市文化振興審議会にお集まりいただきありがとうございます。

文化の秋ということで、市の主催では、美術展覧会や青少年美術展覧会を開催し、街道交流館では、秋の企画展ということで、That's 本陣や、本陣楽座等の事業も実施しています。民間では、草津ハロウィンに 3 万人の方が来られ、地域では、ふれあい祭り等の行事も開催される等、多くの方で賑わっています。今後も、草津街あかり夢あかり華あかりや草津まちイルミなど、多彩なイベントが目白押しとなっています。

本日お配りした意識調査の速報では、市の文化政策を高く評価していただいている方がいらっしゃる一方で、課題も多く御指摘いただいているので、そういったものも参考にしていただきながら御意見を頂戴できればと思っています。活発な議論をお願いします。

2. 審議事項

(1) 条例に定めるべき事項について

【事務局】

<資料に基づき説明>

【B委員】

今、説明いただいた構成については、先行自治体の事例を参考にしながら作成されている。それに加えて、草津市の特徴となるものを追加している。

【A委員】

基本理念で掲げられている市民文化政策と都市文化政策のうち、都市文化政策とは何か、改めて説明を願う。

【事務局】

独自の文化を創造・発信することにより、都市の魅力を高めるということ。市民文化政策は、誰もが文化に触れられる機会を提供するもので、都市文化政策は、都市の魅力を高める、特色を出すというもの。

【A委員】

文化の定義は、丹念に練られたと思うが、「その他の芸術」、これはあえて書く必要があるのか。また、都市文化政策を重視するなら、草津市では「デザイン」が含まれていても良い。

【C委員】

デザインという視点は非常に重要だ。

【A委員】

滋賀県の中で、これからデザインや近代建築が一番生まれてくるのは草津だ。

【事務局】

高松市ではデザインを文化の定義に含めている。デザインその他の芸術という書き方をしているので参考にしたい。

文化芸術振興基本法では、「その他の芸術」という言葉が使われている。また、茶道・華道は、法律では生活文化という位置づけだが、前回の審議会で芸術に含まれるという意見があった。どちらに入るのか、判断が難しい部分もあるので、その他の芸術という言い方で幅を持たせればと考えている。

【B委員】

茶道、華道等は、生活芸術としたほうが正しい。国は、生活文化と位置付けているが、本来、生活文化とは衣食住のこと。生活に溶け込んだアートということであれば、生活芸術と言うこともできる。

【C委員】

草津市と言えば、古くより街道文化が特徴となっている。新しくは、新住民が多いのが特徴で、その2つのことは外せない。提言書では、それらが色々なところに散りばめられている。

アール・ブリュットが事務局の説明の中で出てきたが、障害者の方や、いわゆる芸術教育を受けていない人の活動をアール・ブリュットと捉えるなら、本来のヨーロッパの定義からは外れていく。県内で中心となって活動されている社会福祉協議会では、アール・ブリュットを、ヨーロッパの考え方より広げたいと思っているようだ。

【事務局】

本市の美術展覧会において、障害者施設や高齢者施設等から作品が出品されているが、そういった視点で審査や展示が行われていない。今後、条例の中で、障害者の活動に関することも規定したいと考えているので、何らかの具体的な施策が必要だと思っている。

街道文化については、前文の中に含めることで、草津らしさを出したいと考えた。出会いと交流については、基本施策の中で謳っている。

【D委員】

草津というと、人口、子育て世代が増え、滋賀県の中で一番元気なまちというイメージだ。街道文化を踏まえて、現代に通じる文化を作っていくのが理想的。

文化によるまちづくりの推進をどのように具体化していくか。文化によって草津市の魅力を上げるという発想は良い。

【E委員】

文化は、市民の活動から生まれてくるものもあり、そうした活動を行政が支援して欲しい。市民の活動を行政が応援することが最初にあって、その次に、都市文化政策が生まれてくるのではないかと。

【B委員】

市民の活動や存在がベースにあって、はじめて、都市文化を全国に発信できるパワーが生まれるということ。前文にこの考え方を追加してはいかがか。市民文化の層の厚みがあってこそ、外部へのアイデンティティの発信を行うことができる。

都市文化政策とは何かという問題提起があり、また、市民文化政策にかかる問題提起もあった。お金があって、時間があって、体力のある人だけが楽しめるような文化政策はナンセンスで、高級芸術のようなものは否定したい。徹底的な平等を図っていくことが社会包摂、ソーシャル・インクルーシブの考え方である。

しかし、都市文化政策は、その反対である。なぜ草津市はそればかりを支援するのか、それは、それが市を代表するアイデンティティだから。昔からの伝統だから。この財産が一番しっかりとあるから。こうした理由づけで集中、重点的に施策を打っていくことになる。ただし、市民文化政策がきっちりできてないと、嫉妬が生まれるので注意が必要。

豊中市は、音楽都市を打ち出している。それはセンチュリーオーケストラの本拠地があり、大阪音楽大学があり、オペラハウスがあるから。美術協会から文句が出たが「音楽に負けないうようにがんばってください」と言っている。まちの特性を産業資源にまで持っていこうという腹づもり。

基礎がおろそかになっては、都市文化といってもコケるだけ。例えば、大阪万博は、大阪にそれだけの経済基盤があったから、誘致できた。基礎がきちんとあれば都市文化を乗せることができる。

【F委員】

基本理念には、「鑑賞し、創造し、またはこれに参加し・・・」と書いてある。文化施設の活用および充実の規定には、その要素が抜けている。継承・創造・発信の他に、鑑賞や参加も重要な要素であり、文化施設はそうした拠点であるはずだ。全部入れる必要はないが、参加は必ず入れていただきたい。

文化活動を担う人材の発掘と育成については、人材の発掘活動はこれまでも行ってきていて、これからは、そうした人材をどう活用していくかを考える必要があるのではないか。

【G委員】

「出会いのまち草津」という歌もあるので、出会いというキーワードが条文に入っているのは良い。

効果的に発信とあるが、どうすれば効果的な発信となるのか。今後の課題になってくる。

【H委員】

アートで生計を立てている方たちが、活動しやすいまちであれば良いと思う。個人的には、ビジネスやムーブメントをつくるような仕組みが大事だと考えている。

【B委員】

前半部分は、どういった方のことを指しているのか。

【H委員】

いわゆるアーティストや、デザイン事務所のような団体や、クリエイターズマーケットをされているような作家などのこと。ボランティアの活動の場は用意されているが、きちんと商売ができるような広場、例えば、マーケットやマルシェのようなことができる場所が少ない。

【B委員】

文化活動を担う人材の発掘と育成の中に、アーティストの作品の供給を促進するようなことを追記することが必要か。

【事務局】

先ほどの活用の話かと思う。文言を整理して対応したい。

【B委員】

指摘は重要。アーティストと市民という関係が、多くの自治体で語られているが、本当は、両者をつなぐコーディネーターやプロデューサーの存在が重要。

【事務局】

条例では、コーディネーターやプロデューサーという言葉が使えないので、提言書では言葉を置き換えて記述している。

【B委員】

プロデューサーやコーディネーターなどの、供給、流通させる人、場づくりを行う人についてもう少し言及がされていても良い。

【A委員】

提言書に書かれていることがそのまま条例になるのか。

【事務局】

提言書に基づき条例が作られるが、最終的に一言一句同じとはならない。

【A委員】

市の役割について、文章が長く、どのような構造か分かりにくい。どこかで切った方が良いのではないか。

また、多様な媒体による情報発信の充実についても「～よう」が二回続いているので、修正してほしい。

【事務局】

修正する。

【B委員】

障害者については、法律上は障害者という言葉を使っているが、一般的には障がい者とひらがなにすることが多い。草津市で統一的な見解はあるか。

【事務局】

草津市では、障害者と漢字で統一している。

【B委員】

定義は、法務担当と相談しながら作成してほしい。デザインを追記するとして、現状で何か施策はないのか。

【事務局】

施策としては実施してないが、市の認知していないところで動きがあるかもしれないので、定義としてはあったほうが良い。

【A委員】

景観や景色もアーバンデザインとして、デザインに含まれる。デザインを意識するのは今後のハードなまちづくりを考えるうえで重要。

【事務局】

景観条例を制定しているので、デザインの観点が含まれているかどうか、チェックする。

【B委員】

アール・ブリュットをどう扱うか。表現が難しいが、高齢者、障害者だけに閉じ込めてしまうことも問題だ。計画段階で検討する。

【C委員】

アール・ブリュットは滋賀県が先進県であり、文化庁も注目している。

【B委員】

アール・ブリュットに力を入れると、国のバックアップを得られやすい。都市戦略としてアドバンテージを取りやすい。滋賀県自体も力を入れているので、基礎自治体単位のパート

ナーとして草津市が選ばれると良い話になる。

【事務局】

基本施策の文言は、滋賀県の文化振興条例と合わせている。

【B委員】

草津市は、新旧住民が混在していることから、出会いと交流の観点是非常に良いとの支持が委員からあった。文化によるまちづくりはどのように実現するのかという問いかけについては、ひとづくり、仕組みづくり、ハードづくりの三層にわたって、アートの筋を一本通すということだ。便利で機能的なまちということだけでなく、美しいまち、デザイン性のあるまち、アートに理解のあるまちとなれば良い。

文化施設は、参加の場でもあるということは追記すること。また、人材の活用についても追記する。

出会いのまちという表現が良いとの意見があった。計画を作成する段階で、交流事業を増やすということにしたい。

デザイナーをマーケットと出会うことが大切。定義にデザインを入れるのであれば、それをバックアップする、デザイナーズムーブメントを創るのも良い。例えば、基本計画の中で、実験事業として、毎年何かを実験することを入れても良い。今年はデザイン、来年は薪能といった形で。

【事務局】

現在実施している草津市民アートフェスタでも、アーティストを呼んで何かをしてもらうことはできる。そうした中で、今年はこれ、来年はこれとすることは可能。

(2) 市民意識調査 速報

【事務局】

<資料説明>

今後はクロス集計もしながら、基本計画に使える分析をしていきたい。こういった分析をして欲しいという要望があれば連絡して欲しい。

【B委員】

豊富な資料だが、結果を反映するとすれば基本計画か。条例の骨格を揺るがすようなものではないように思う。

【F委員】

情報をどこで入手したかについて、インターネットの回答が多かった。これまで、口コミを重要視していたが、インターネットの利用がここまで大きくなっているのは驚いた。市民のネットワークが強くなっているのをこれを活用したいと思う。

【G委員】

イベントカレンダーのようなものが市役所のホームページにあって、それをクリックすれば、大小関わらず地域ごとのイベントを情報発信できるようになれば便利だと思った。

【H委員】

G委員がおっしゃったことに同意する。

質問項目で、イラストが美術に入れられているが、イラストはむしろメディア芸術ではないのか。

【B委員】

この調査票は、以前に、滋賀県が実施した調査の質問項目を参考にしている。滋賀県の調査は国の分類を参考にされていた。

【事務局】

調査票を作っている段階では、まだ本審議会の議論が進んでいなかったもので、うまく整理できていなかった。

【E委員】

学校アンケートについて、クラシックを鑑賞した生徒が多いのは、アウトリーチ事業やインリーチ事業があったから。一方で映画などは家族単位で行っていて、両者ではスケールがかなり違う。学校で文化に触れる機会を充実できればと思う。

【D委員】

文化の特徴だと思うものがないということ、歴史的な文化財が豊富であること、景観・環境が保全されている、というところに回答が多かったのは、自分の実感とも重なる。特徴がないということなので、今後は特徴を打ち出していけると良い。

色々な意見や提案が書かれているが、それぞれ面白いというか、なるほどというものがあり、参考になる。

【B委員】

草津の文化に誇りを持っている旧市民もいる一方で、そうではない新住民も多くを占め

ている。色分けが出来ているが、これは弱みではなく強みではないか。思い切ったことも市民は、受け入れられるのではないか。

【事務局】

前文にも書いているが、寛容性の高い地域が形成されているのが、草津市の特徴だと思う。

【C委員】

関心がない、時間がないということだが、それだけに伸びしろがある。新住民が多いと、まずは市史を作ったりしているが、これはなかなか読まれない。条例の制定や会議での議論を踏まえて底上げすることが重要。

【A委員】

居住年数 20 年以上が過半数以上であり、これをどう見るのか。定住している年齢が上がっているということか。

【事務局】

南草津駅が出来て 20 年たっている、当時建設されたマンションに移り住んだ方々の年齢が上がってきているのではないか。

【A委員】

鑑賞したい施設についてだが、商業施設の力が強い。そうしたところと手を組むのも 1 つの手で、商業施設との関わりも大事にしなければならないのではないか。一方で、商業施設側も行政との提携を模索しているのかもしれない。

【事務局】

イオンとは協定を結んでいる。

【A委員】

文化芸術鑑賞に適した金額というのは、1 回あたりということか。

【事務局】

そのとおり。

【B委員】

イオンシネマは無視できない。うまく提携すれば、受けて立ってくれるのではないか。

【事務局】

ただし、イオンモールの利用者は大津市民が多いと聞く。

【B委員】

官民協働の良い事例ができるかもしれない。草津市の事業をイオンでやっても良い。

【A委員】

マルシェやアートマーケットを行う場所はイオンが適している。そういうことを企画しても良い。

【B委員】

駅の広告よりも広告効果がある。

市民意識調査と小中学生対象のアンケートを比較すると、学校で一生懸命取り組んでも、大人になると活動しなくなることが分かる。新しく入ってきている住民がそうなのではないか。居住年数は、5年～10年未満が10.3%、10年以上20年未満が17.2%であり、新しく入ってきた層は時間がない、または時間に追われているのではないか。

【事務局】

京阪神に通勤している人が多い。駅前で何かしていると、帰りに何かやってみようとなるのかもしれない。

【A委員】

若い世代は与えられるだけで、自分からは行動しないのではないか。そうした層が子どもを育てている。動機づけがないとなかなか活動をしない。

【B委員】

このあたりに政策のキーワードが隠れている。どうしてこうなっているのか、考えて欲しい。

(3) その他

【事務局】

<資料説明>

【B委員】

合併自治体だと、東西南北の格差の問題が出ることはあるが、草津の場合、それはないか。

【事務局】

前文の中に文化財をいくらか記載していたが、そうするとあの地域、この地域となるので削除した。

【B委員】

固有名詞をなくすと、特徴が全くなくなってしまうので、気を付けてほしい。
また、市民文化があるからこそ、大きな花が開くということは追記して欲しい。

3. 閉会

【事務局】

年度内はあと1回の会議を予定している。第4回は1月10日午前10時からを予定。

以上